

平成 2 4 年 5 月 7 日開会

平成 2 4 年 5 月 7 日閉会

平成 2 4 年

第 2 回臨時会会議録

小豆島町議会

平成 2 4 年 第 2 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 2 9 号

平成 2 4 年第 2 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 4 月 2 6 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 2 4 年 5 月 7 日 (月)
- 場 所 小豆島町役場 議場
- 付議事項 (1) 専決処分の承認について
(香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について)
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について)
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
(2) 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(3) 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 平成 2 4 年 5 月 7 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分

閉 会 平成 2 4 年 5 月 7 日 (月曜日) 午後 2 時 1 5 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月7日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
企 画 振 興 部 部 長	松 本 篤			
総務部部長兼総務課長兼 庶務係長	空 林 志 郎			
教育部部長兼学校教育課長	荘 野 守			
健 康 福 祉 部 部 長	松 尾 俊 男			
住 民 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 サービス 課 長	岡 秀 安			
人 権 対 策 課 長	坂 本 勇 治			
税 務 課 長 兼 町 税 係 長	田 村 房 敬			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
健康づくり福祉課長	大 下 淳			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
会 計 管 理 者	谷 部 達 海			
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉			
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘			
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳			
オ リ ー プ 課 長	城 博 史			
子 育 ち 共 育 課 長	大 江 正 彦			
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志			
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂			
企 画 財 政 課 長	久 利 佳 秀			
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成24年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

平成24年5月7日(月)午後1時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第39号 専決処分の承認について
(香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について)
(町長提出)
- 第4 議案第40号 専決処分の承認について
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第5 議案第41号 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第6 議案第42号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第7 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第8 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第9 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
(町長提出)

開会 午後 1 時 30 分

議長（秋長正幸君） 皆さん、こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る 5 月 1 日に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第 2 回臨時会が開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、ご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成 24 年度最初の本会議となりました本臨時会では、専決の承認案件 3 件、教育委員の任命並びに固定資産評価審査委員会委員の選任に関して 4 件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る 4 月 1 日付で町の人事異動があり、部長級、課長級などの一部が変わっておりますので、順次ごあいさつをお願いいたします。総務部長兼総務課長。

総務部長兼総務課長（空林志郎君） 失礼します。4 月 1 日付で総務部長を拝命いたしました空林でございます。総務課長を兼任兼務いたしております。一生懸命努めたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、よろしくご指導、ご

鞭撻お願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（松本 篤君） 4月1日付の人事異動で企画振興部長を拝命いたしました松本篤でございます。もとより微力ではございますが、企画振興部が一体となって、小豆島の新しい魅力づくりと地域振興に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 教育部長兼学校教育課長。

教育部長兼学校教育課長（荘野 守君） 4月の人事異動によりまして、教育部長兼学校教育課長を拝命しました荘野です。よろしくお願い致します。いろんな課題、大きな池田中学校の統合問題等もございます。全力を挙げて取り組みたいと考えておりますので、議員の方々のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 失礼します。4月1日付で健康福祉部長を拝命いたしました松尾です。どうぞよろしくお願い致します。ご承知のように、病院再編推進室のほうも所管になります。それから、わかりやすい名前で福祉関係3課を所管いたしますが、今からが福祉施策、それから医療施策の実践といえますか、いよいよ本番を迎えるのかなという気がいたしておりますので、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 失礼します。4月1日の人事異動によりまして、健康づくり福祉課長を拝命いたしました大下でございます。まだわからないことがいっぱいありますが、町民の健康づくりと福祉、障害対策に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（村口佐吉君） このたびの異動によりまして、住民課長を拝命いたしました村口でございます。住民課は窓口業務が主でございます。住民と接する機会が多いことから、主に接遇などに重点を置きまして、精いっぱい頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 4月1日付で企画財政課長を拝命いたしました久利でございます。よろしくお願いいたします。企画財政課といいますと、町の施策の総合調整、また財政を担っておりますので、健全な財政運営が行えるよう全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 失礼します。4月の人事異動で社会教育課長を拝命しました松田です。よろしくお願いいたします。社会教育課は、図書館、公民館初め、たくさん施設がございますので、町民の皆さんに喜んで使っていただけるように力いっぱい頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（大江正彦君） 4月1日付で新設されました子育て共育課長を拝命しております大江でございます。子育て応援の島づくりに向けて、従来の施策だけでなく、新たな施策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） 失礼します。高齢者福祉課の濱田と申します。どうぞよろしくお願ひします。課員一同、高齢者福祉業務について取り組みたいと思ひます。どうぞよろしくご指導をお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 介護サービス課長兼老健事務長。

介護サービス課長兼老健事務長（岡 秀安君） 失礼いたします。4月1日付で介護サービス課長を拝命いたしました岡でございます。今後の課題として、介護を必要とする住民の皆様方に対しまして、よりよいサービスの提供ができるよう一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 失礼します。4月1日付で税務課長を拝命いたしました田村でございます。税務という部署につきましては、旧町時代に一度経験がございますが、11年ぶりとなりますので、初心に返り、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（秋長正幸君） 会計管理者。

会計管理者（谷部達海君） 4月1日の人事異動で会計管理者を拝命いたしました谷部達海でございます。会計管理者として、出納室では適正な会計管理と適切な資金管理に努めてまいりたいと考えております。また、収納対策室では、これまで同様、町の債権の収納に努め、町行政推進のための重要な財源である収入を確保するとともに、行政サービスへの負担の公平性が図られるように努めてまいりたいと考えております。今後とも、日々粘り強く努力を行っていきたいと考えておりますので、ご理解の上、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 4月1日より水道課長を拝命いたしました唐橋です。水道事業につきましては、安全で安心な水を安定的に供給することが重要です。それを一番に考えて、業務を行っていきたいと思っております。また、そのためには、安定的に取水できる水源の確保、これが必要となってきますので、水源開発を行わなければならないと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 4月の人事異動にて、内海病院事務長を命じられました岡本です。統合病院開設までの間、内海病院を問題なく運営していくことが使命だと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（坂本勇治君） 人権対策課長の坂本です。よろしくお願いいたし

ます。本年4月より人権対策課長を命じられましたけども、微力ではございますけれども、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を得まして、町の人権・同和行政の推進に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 議会事務局長。

議会事務局長（三好規弘君） 4月1日から議会事務局長を拝命いたしました三好でございます。皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、スムーズな議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 総務課課長補佐。

総務課課長補佐（谷本静香君） 総務課におきまして、議会に関する事務を担当することになりました谷本でございます。よろしくお願いいたします。皆様に十分なお審議いただけますよう、準備に怠りなく努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午後1時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります、  
会議規則第118条の規定により、14番中村勝利議員、15番浜口勇議員を指名しま  
すので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決
定しました。

~~~~~

日程第3 議案第39号 専決処分の承認について（香川縣市町総合事務組合  
を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更  
について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、議案第39号専決処分の承認についてを議  
題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第39号専決処分の承認について提案理由のご説明を  
申し上げます。

香川縣市町総合事務組合の構成団体であったさぬき市・三木町県行造林組合が脱

退するに当たり、同組合の規約を変更する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行い、同条第 3 項の規定により議員の皆様のご承認をいただくとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 議案第 39 号についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 1 ページをお願いいたします。

専決事項ですが、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

ただいま町長から説明を申し上げましたとおり、さぬき市・三木町県行造林組合が平成 24 年 3 月 31 日をもって同組合から脱退することになりましたので、これに伴うこの総合事務組合規約の一部変更でございます。

この件につきましては、地方自治法第 286 条で構成団体の協議が、また同 290 条で構成団体の議会の議決を経なければならないとされております。3 月 22 日に専決処分を行いましたので、今臨時会で承認をいただくとするものでございます。

2 ページの新旧対照表の方をご覧ください。

別表第 3 は、この事務組合の議員の選挙区の構成団体と議員数を記載した表でございます。表の右側、改正前の表の上から 3 行目、第 3 選挙区の構成団体のうち「さぬき市・三木町県行造林組合」を削除し、左側の改正後の表となります。

施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日からとなっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 39 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 40 号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第 4、議案第 40 号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 40 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法を初めとする関係法令の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行

されるに伴い、小豆島町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 議案第40号専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月30日に成立し、4月1日から施行されたことに伴いまして、本町の税条例についてもその一部を改正する必要性が生じたので、専決処分をさせていただきます。

それでは、地方税法の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

上程議案集の5ページをお開き願います。

まず最初に、36条の2ですが、町民税の申告につきまして、医療費控除などの所得控除を受けるためには3月15日までに申告書の提出を行う必要がありますが、そのうち寡婦（寡夫）控除については公的年金等支払報告書の様式変更に伴いまして、新たに該当記入欄が設けられることとなります。したがって、年末調整のみでも寡婦（寡夫）控除が受けられるようになりますので、条例本文中の「寡婦（寡夫）控除額」の文言を削除するものでございます。

次に、附則の改正でございます。

議案集6ページになります。

附則 10 条の 2 第 7 項及び第 8 項ですが、いずれも地方税法施行規則附則第 7 条第 6 項が削除されたことに伴いまして生じます項ずれによる修正でございます。

次に、7 ページから 11 ページになります。

附則第 11 条から第 13 条につきましては、土地に関する固定資産税の特例について規定しております。条文改正の具体的内容の前に、ここで規定されております特例制度について簡単にご説明いたします。

課税標準額のもととなる土地の評価額は、市町村ごとに差異があったため、平成 6 年度に全国一律で宅地の評価水準を地価公示価格等の 7 割をめどとする評価がえが行われました。また、この評価がえによって税負担が急増しないようにするため、負担調整措置が講じられております。つまり、評価額が大幅増となった場合でも、課税標準額は対前年度課税標準額の 5 % の増にとどめるといったものでございます。

こうした土地の評価額に対する負担調整割合の不公平を解消するために、平成 9 年度の税制改正により、本来の課税標準額に対して 80 % 以上に達したものについては、前年度の課税標準額にせよといった措置が講じられました。平成 9 年度当初では、負担調整割合 80 % 以上に達していたものは 13.6 %、平成 15 年度では約 50 % となっております。その後、負担調整割合のばらつきは徐々に解消されまして、平成 23 年度では宅地用地の 96 % の土地が 80 % 以上の負担割合に達しております。

しかしながら、今度は土地価格の下落によって、既に 100 % の本則課税になっているものと 80 % のままで据え置かれているものとの間で不公平が生じておりますので、それを解消するために、今回地方税法の改正が行われたものであります。

それでは、まず 7 ページの附則第 11 条ですが、表題の年度更新と地方税法附則第 18 条中住宅用地の特例に関する第 4 項が削除されたことに伴います項ずれによる改正でございます。

続いて、附則第 11 条の 2 は、表題及び本文中の年度をそれぞれ平成 25 年度及び 26 年度に更新するものでございます。

次に、めくっていただきまして、8 ページからの附則第 12 条ですが、ここでは宅地等に係る固定資産税の特例措置について規定してございます。

まず、表題及び条文中の年度がすべて平成 24 年度から 26 年度に更新されております。そして、住宅用地関連の 9 ページの第 4 項を削除し、第 2 項中の住宅用地の文言を削除する改正となっております。

続いて、11 ページになります。

農地に係る固定資産税の特例を規定している附則第 13 条ですが、これについても附則第 12 条と同様に、年度更新の改正でございます。

次は、附則第 15 条特別土地保有税の課税の特例でございますが、改正内容はさきに説明しました附則第 12 条の第 4 項の削除による項ずれと、前条と同様に年度更新を行ったものでございます。

次に、12 ページ。

附則第 21 条の 2 は、地方税法の改正によって、今回新たに規定するものでございます。

内容につきましては、旧民法第 34 条で規定されている、いわゆる公益法人につきましては、先般の公益法人制度改革によりまして、それぞれ公益財団法人や一般社団法人等に移行したわけですが、その旧公益法人が一定の条件のもとに運営する幼稚園、図書館及び博物館については固定資産税を課税することができないことと地方税法の改正がされましたので、その非課税措置を受けるための申告について必要な事項をこの附則で定めたものでございます。

次に、13 ページ下の附則第 22 条の 2 も、東日本大震災の被災者の課税負担の軽減について今回新たに規定するものでございます。

第1項では、居住用家屋が被災したことにより住むことができなくなったために、その敷地を譲渡した場合に、通常ですと譲渡所得の軽減が受けられる期限は3年ですが、それを7年に延長するものでございます。

また、次のページ、第2項はその特例を受けるために必要な申告についての規定でございます。

15ページになります。

附則第23条は、東日本大震災の被災者に対するいわゆる住宅ローン減税の特例について規定しております。

まず、第1項は、地方税法の改正により、表記の変更や項ずれが生じたので、その改正でございます。

また、第2項は、住宅ローン減税の税額控除率及び対象となる借入金の限度額について、所得税において新たに拡充がなされたので、町民税につきましても同様に新規に規定するものでございます。

最後に、16ページからの町税改正条例の附則になりますが、第1条では本条例改正における施行期日、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。以上、簡単でございますが、小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

6番（森 崇君） 東日本大震災のことが問題になってますけど、以前災害対策基本法というのがあって30回書き換えられていると、先日の新聞ではこれを書き換えるということが載ってましたけど、これに対してはまだ問い合わせというか、

各地方の議会とかというのは、問い合わせがないんでしょうか。これをちょっと。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 森議員さんのご質問ですけども、ちょっと私のほうではまだそこまで話は来ておりません。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） ページ16から17ページにわたってのところですが、固定資産税に関する経過措置の2のところですね。

一覧表のところ、この率に変更になりますということです。旧条例の第12条第2項と第4項の部分で、これで合わせて住民に対する影響がどれくらいあるのか、あわせて伺いたいと思います。金額と世帯数ですね。お願いします。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 村上議員さんのご質問でございますが、負担水準を0.8から0.9にすることで、どれだけの方に影響があるかという質問でございます。

実は、その数字につきましても、各々の額がどうなるかというのは既に出てるんですけども、合計した額はまだ町のほうに届いておりません。本日の午後もしくは11日になるんですが、一応平成23年度の評価水準また評価額等で検討すればどうなるかということで検討しますと、小規模住宅用地と一般住宅用地のもので対象人数が、0.9になりますので、0.75以上0.8未満から0.85以上0.9未満の方、かつ0.75以上0.8未満の方の半数と0.85以上0.9未満の半数の方というのが、0.9で縛りがあるようになりますので、0.85以上0.9未満の方は半数になるかと思うんですけども、そういった方で縛りをかけてみますと、23年度の評価額ベースで、課税

標準額で 3,313 万 4,215 円、税額ベースで 46 万 3,878 円の額ということになります。

しかし、これにつきましては、平成 23 年度ベースであらわした数字でありまして、平成 24 年度におきましては、評価替えによりまして土地の価格の小豆島町内の 7 割 5 分、75%の地点で下落をしておりますので、あくまでも机上での数字になるかと思っておりますので、それよりも比較的的人数的にも影響ある方は少ないんじゃないかと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 私がお尋ねしたのは、12 条の第 2 項と第 4 項で合わせてどれぐらいの影響があるのか、個数的にどうなのかということです。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 2 項、4 項ともに内容的には同じものでございますので、同じ結果になるかと思えます。

それで、先ほど言いましたのは、数字では、1,018 人という形です。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 以前に説明を受けたときには、平成 23 年度の対象で若干 62 万 8,600 円、最高で換算した場合ですね。1,269 という数字、若干これが下がるんですか。その 62 万 8,600 円、1,269 人という数字は、最高で行った場合変わらないんでしょ。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） この間お問い合わせがあったときに考えたときは、単に 0.8 以上で 0.9 未満の方で数字的なもので算出してみました。しかしながら、0.85 以上 0.9 未満の方は、極端な話 0.899 の方も 0.9 未満になりますけども、次年度で 0.9 になりますと、0.899 を引くと 0.01 とかという形になりますので、0.85 以上の方につきましては影響は半分の方、単に数字的で言えば半分の方に影響があると考えておりましたので、その辺を修正した数字で、先ほどお答えさせていただきました。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 今回の町税の一部改正については、東日本大震災に関しての改正については異論はありませんが、その中に含まれてる固定資産税等についての部分については、先ほど説明もいただきましたが、納得できませんので反対討論します。

議案第 40 号の小豆島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての反対討論です。

国会で成立した法案であっても、地方議会での審議は住民の暮らしにどのような影響を与えるかなど、十分議論、精査する必要があります。その立場からすれば、地域の景気の低迷が続く中、介護保険料の値上げ、国保税の負担増など、そして今回の固定資産税の負担増は暮らしに与える影響は大きく、認められません。

2012 年度は、固定資産税の評価がえの年です。住宅用地の固定資産税などの評価額については、そもそも 1992 年の通達で、評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の 2 割から 3 割程度から 7 割水準まで引き上げたために、評価額が一気に上がったことが問われなければなりません。激変緩和のための負担調整措置が設けられましたが、その結果、地価が下がり続けても税負担が増えるという矛盾が生じており、問題となっています。

住宅用地の固定資産税等の据置特例が、2014 年度で廃止されます。経過措置として、2012 年、13 年度は評価額に対する負担水準が 90% を超えるものについては据え置かれますが、これにより地価下落の小さいところでは増税となります。以上、述べたことから、議案第 40 号小豆島町税条例の一部改正する条例の専決処分の承認については反対します。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5 番藤本議員。

5 番（藤本傳夫君） 私は、小豆島町税条例の一部を改正する条例の専決処分承認について、賛成の立場で討論いたします。

このたびの専決事項は、地方税法の改正がなされたことによりまして、町条例の条文についても所要の改正を行い、関係法令と同時に改正及び施行を行わなければ法令と条例との間に矛盾が生じたり、租税措置に空白期間ができることはあってはならないため、専決処分により条例の改正を行ったことについては、全く妥当でございます。

今、税務課長から説明がありましたように、固定資産等に関する問題でございますが、すべての課税対象者が等しい負担割合になるように条例を改正していくことは当然必要なことでありまして、年度更新等の軽微なものであるに近いと考えますので、専決処分に対する改正については問題ないと考えます。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論が終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 40 号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 40 号は原案どおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 41 号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第 5、議案第 41 号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 41 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されるに伴い、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第

179 条第 1 項の規定により専決処分を行い、同条第 3 項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 41 号専決処分第 4 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が平成 24 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、小豆島町国民健康保険税条例につきましても一部改正する必要が生じたので、3 月 30 日付で専決処分したものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

上程議案集の 19 ページにあります。

新旧対照表の改正後としまして、新たに附則第 16 項とし、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を加えるものでございます。

第 16 項としまして、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項（附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用について、読みかえの規定を加えるものであります。

読みかえの内容としまして、附則第 4 項中「第 36 条」とあるのを「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」とし、ま



た「同法」とあるのを「祖税特別措置法」とするものでございます。

附則としまして、施行期日を平成 24 年 4 月 1 日とするものでございます。

改正内容につきまして簡単に申し上げますと、東日本大震災で被災された方々が家屋の滅失により、その敷地を譲渡した場合の課税の特例の適用期限が延長されるものでございます。これまでは、居住用家屋が滅失した場合、その敷地を災害があった日から 3 年後の年末までの間に譲渡したときに限り、課税の特例が適用されておりました。このたびの改正により、7 年後の年末までの間に延長し、被災者の負担軽減を図るものでございます。以上、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 41 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり

り承認することに決定されました。

~~~~~

日程第6 議案第42号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第42号教育委員の任命につき同意を
求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第42号教育委員の任命につき同意を求めることにつ
いて提案理由のご説明を申し上げます。

現職教育委員のうち、横手繁氏の任期が平成24年5月11日をもって満了となり
ますことから、新たに岡本芳郎氏を任命しようとするものであります。

岡本氏は、有限会社岡本海運の代表取締役として企業経営に取り組まれる一方、
教育に対しても高い関心と豊富な知識を有し、その高潔な人格からも、教育委員と
して適任者であります。

したがいまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定
に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番村
上議員。

11番（村上久美君） 今回の任命についてですが、教育委員会の組織に関する
条例がありますが、そのところの任命について、第4条の4に委員の任命に当たっ
ては委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、
委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないとあると思
うんですが、資料として現在の委員の名前が5名載っておりますが、年齢的にもど

ちらかといえば高いというふうな状況もあります。それと、地域的な配分も必要かと思うし、特に委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないとあると思うんですが、このようなことに対してどのような選任の仕方、任命の仕方を考えておられるのか、今までの保護者に対しての任命が、そういう動きが、作業があったのかどうなのか、伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 先ほど 11 番議員の村上議員から質問がありました。5 名のうち保護者代表が要るということですが、今回前任者の横手委員さんについては保護者代表ということでありました。今回の岡本氏につきましても、当然保護者代表ということで、議会への同意の議案を出させていただいております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 保護者という定義については、どのような考え方になるんですか。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 私ども教育委員会で考えてますのは、高校生までを基本と考えてます。それ以下のお子さんがおいでの方を保護者ということで、選任の一つの基準といたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） それでは、今回の任命については、高校生対象なりのそ

ういう保護者であるというふうなことになるわけですか。今、その保護者である方の高校生が一番大きいということになるんでしょうか、何年生。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（荘野 守君） 岡本芳郎氏につきましては、一番上の子が高校1年、下の子が小学校まで、計4人の保護者でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり同意することに決定されました。

~~~~~

日程第7 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を

求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、平成24年5月10日をもって塩田洋司氏の任期が満了することとなりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続いて選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案どおり同意することに決定されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 44 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第 8、議案第 44 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 44 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、平成 24 年 5 月 10 日をもって藪脇修氏の任期が満了することとなりますが、同氏は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続いて選任するに当たり、地方税法第 423 条第 3 項に基づく同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 44 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案どおり同意することに決定されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 45 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第 9、議案第 45 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 45 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、平成 24 年 5 月 10 日をもって三木忠臣氏の任期が満了することとなりますが、同氏は元町職員として税務行政に携わり、固定資産の評価に関する識見を有し、委員として適任でありますことから、引き続いて選任するに当たり、地方税法第 423 条第 3 項に基づく同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 45 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案どおり同意することに決定されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成 24 年第 2 回小豆島町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時 15 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員